

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(10万円/1世帯)のご案内

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯当たり10万円)は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。給付金を受給するためには、手続が必要です。

■給付金の支給額 1世帯当たり10万円

■給付金の支給時期 確認書(または申請書)を受理した日から10日後(※)が目安です。
※振込みの開始は、**2月末頃から**を予定しています。

■支給対象と申請手続き 支給対象世帯は、次の①②のいずれかにあてはまる世帯で、それぞれ手続きが異なります。

支給対象①

世帯全員の令和3年度「住民税(均等割)が非課税」の世帯

■申請手続き

対象となる世帯には、市から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きますので、中身を確認して、市に返信してください。

▽確認事項

- ・記載された給付金振込口座番号に誤りがないか
- ・住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと(令和3年度住民税課税状況)

※一部申請が必要な場合があります。

※令和3年12月10日時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。

支給対象②

新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月以降の収入が減少し、世帯全員が「住民税非課税相当※1」の収入となった世帯(家計急変世帯)

※1 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。(適用される限度額は、扶養している親族の状況によって異なるため、市役所企画課までお問い合わせください。)

■申請手続き

給付金を受け取るには、申請が必要です。申請書に必要な事項を記入して、添付書類とともに市役所企画課まで、郵送で提出してください。

▽申請期間/令和4年2月1日(火)~9月30日(金)

▽申請書配布先/新型コロナウイルス感染症予防のため、申請書の配布は原則郵送とします。ご希望の方は、お手数ですが市役所企画課までご連絡ください。また、市公式ホームページからのダウンロードもできますのでご利用ください。

⚠ 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市役所企画課や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

■お問い合わせ■

問 内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター
☎0120-526-145 (受付時間/午前9時~午後8時)

問 北斗市役所企画課企画係
☎73-3111 [内線235~238]

子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)・(その他世帯分)

…申請期限のお知らせ…

■申請期限 令和4年2月28日(月) ※必着

対象者等詳細については、市公式ホームページでご確認ください。

問 市役所子ども・子育て支援課子育て支援係
[内線162~165]

ひとり親世帯分

HP <https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/8876.html>



その他世帯分

HP <https://www.city.hokuto.hokkaido.jp/docs/9772.html>

